

電力一括受電サービス約款

令和6年1月31日 実施

日本電機株式会社

この約款は、日本電機株式会社（以下「運営会社」といいます。）が電力一括受電サービスを提供する建物において電気を利用されるすべてのお客さまに適用されます。

第1章 総則

第1条 （目的）

電力一括受電サービス約款（以下「本約款」といいます。）は、運営会社がお客さまに電力一括受電サービスの提供を円滑に行うことを目的として定めています。

第2条 （定義）

本約款における用語の定義は、別途定めるものを除き、以下のとおりとします。

電力供給者	日本電機株式会社ならびに電力供給保証機構加盟企業による電力一括受電サービス提供会社
お客さま	電力供給者が提供する電力供給システムにより電力一括受電サービスを受けるすべての入居者（テナントを含みます。）および管理組合、専有部分の管理者ならびに建物所有者をいいます。
対象物件	電力供給者が電力一括受電サービスを行うマンションの建物およびその敷地
本サービス	電力供給者が対象物件に設備を導入してお客さまに電気をご利用いただく電力一括受電サービス
電力会社	対象物件所在地を管轄する一般電気事業者
料金	お客さまが運営会社に支払う電気料金
電力メーター	使用電力量を計測するための電力量計
供給施設	電力メーター・受電設備等の電力供給者が対象物件に設置している設備の総称

第3条 （本規約の適用範囲および告知）

1. 電力供給者が本サービスを提供する対象物件のお客さまの電気料金、その他の供給条件は、本約款に基づきます。
2. お客さまは本サービスの利用にあたり、本規約を遵守する義務を負うものとします。
3. 電力供給者はお客さまの承諾なく、本規約を変更する場合があります。この場合、本サービスの利用は変更後の規約によるものとします。
4. 電力供給者が別途規定する規約ならびに、電力供給者が随時お客さまに告知する追加規定等は、本規約の一部を構成するものとし、本規約と個別規定等の内容が異なる場合は、最新の個別規定および追加規定等の内容が優先して適用されます。

第2章 契約の申込み

第4条 (本サービスの利用)

1. 本サービスの利用を希望されるお客さまには、本規約を承諾のうえ、電力供給者が指定する諸手続きに従い申込みをしていただきます。ただし、簡易な内容のものについては、口頭による申込みを受け付ける場合があります。
2. お客さまは、電力供給者へ事前に申し込むことにより、本サービスを利用することができます。

第5条 (利用契約の成立および契約期間)

1. 本サービスの利用契約（以下「利用契約」といいます。）は、お客さまからの申込みを電力供給者が承諾したときに成立いたします。なお、お客さまからの申し出がない場合でお客さまが電力供給者に無断で電力を使用した場合は、無断で電力を使用したときに遡って利用契約が成立したものとみなします。なお対象物件契約者であるマンション管理組合ならびに建物所有者等と電力供給者の契約が終了した際には、その契約終了期間を適用するものとします。
2. 契約期間については、次のとおりとします。
 - ① 契約期間は、対象物件ごとに締結する電力供給契約書によります。
 - ② 契約期間満了に先立って利用契約の終了または廃止の申込みがない場合は、対象物件ごとに締結する電力供給契約書により同一条件にて継続されるものとし、以後も同様とします。

第6条 (供給の開始)

1. 電力供給者は、お客さまの電力供給の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
2. 天候、停電交渉等の特別の事情によるやむを得ない事由により、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できない事があきらかになった場合は、その理由をお知らせし、あらためて供給開始日を定めて電気を供給いたします。

第7条 (承諾の限界)

法令、電気の供給状況、供給施設の状況、料金の支払状況（過去の支払履歴も含む）その他やむをえない場合には、電力供給者は、電力の供給の申込みの全部または一部をお断りする場合があります。ただし、この場合は、お客さまに理由を明示するものとします。

第8条 (契約種別)

契約種別は、専有部分については電力会社の規定する別表の従量電灯料金が適用されます。共用部分の契約種別については、付属設備の電気容量に応じて電力会社の規定する別表の従量電灯および低圧電力料金に従い決定させていただきます。

第3章 料金の算定および支払い

第9条 (料金)

1. 料金は、第14条(料金の算定)第2項の基準により算定された金額とします。
料金の支払期限を1ヶ月以上2ヶ月未満経過して支払わない場合、遅延料金として請求料金に3%を加えた金額を別途請求するものとします。更に2ヶ月以上経過してもなお支払わない場合、督促手続きの上、電力供給停止を行うものとします。未払金等を支払われたときには、電力供給者は該当者に対し、電気の供給を再開いたします。
2. 支払期限とは、第16条(料金の支払義務および支払期限)第2項および第3項に定めるとおりとします。なお、第17条(料金その他の支払方法)第1項①号の場合で、支払期限の最終日が日曜日および銀行法施行令第5条第1項に規定される休日に該当する場合は、その支払期限は当該金融機関の翌営業日までといたします。

第10条 (料金の適用開始時期)

料金は、供給開始の日から発生するものとします。なお、平成15年7月1日施行の建築基準法改正に伴いシックハウス対策として24時間換気システムが導入されている対象物件については、入居日を基準とせず、お客さまが鍵を受領した日を供給開始日とみなして料金の適用を開始するものとします。

第11条 (検針日)

検針日は次により実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日といたします。

1. 検針は、電力供給者が毎月定める日に、一ヶ月に1回を目安として行います。ただし、検針日が土曜日・日曜日・祝祭日であるか、もしくは天災地変等のやむを得ない事情がある場合は、電力供給者が定める別の日時に検針を行う場合があります。
2. お客さまが不在等の理由により検針が出来なかった場合は、検針に伺った日に検針を行ったものといたします。
3. 第1項の規定にかかわらず次の場合には、検針を行わない場合があります。
 - ① 供給開始の日からその直後の検針予定日までの期間が短い場合
 - ② その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾を得た場合
4. 前項①号の場合で検針を行わなかった場合は、翌月の検針日に検針を行ったものとみなします。

第12条 (料金の算定期間)

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以下「検針期間」といいます)といたします。ただし利用契約が終了(所有権の場合は所有権移転日、賃借権の場合は賃貸借契約終了日をいいます。)した場合の料金の算定期間は、直前の検針日から退去までの期間といたします。

第13条 (使用電力量の計量)

1. 使用電力量の計量は、電力メーターの指示数字によるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の各号の場合ならびに第5項および第6項の場合を除き、検針日における電力メーター

の指示する数値（利用契約が終了した場合は、原則として終了日における電力メーターの指示する数値といたします。）と前回の検針日における電力メーターの指示する数値（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力メーターの指示する数値といたします。）の差引により算定いたします。

- ① 第11条（検針日）第2項の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし第14条（料金の算定）に該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約種別または契約電力を乗じた値の比率により按分して得た数値によって精算いたします。
2. 電力メーターの算定根拠となる数値は、次のとおりとなります。
 - ① 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。
 - ② 電力メーターにおいて乗率を有しない場合は、整数位までとします。
 - ③ 電力メーターにおいて乗率を有する場合は、最小位までとします。
3. 使用電力量は供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
4. 電力供給者は、計量の結果を遅滞なくお客さまに通知いたします。なお、通知時にお客さまが退去済であり、転居先の住所が不明である場合は、当該専有部分への通知をもって通知をしたものとみなします。
5. 電力メーターを取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、第6項の場合を除き、取付けおよび取外しした電力メーターごとに第1項に準じて計量した使用電力量を合算して得た値といたします。
6. 電力メーターの故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は過去の使用電力量を基準として、お客さまと電力供給者との協議により定めます。

第14条（料金の算定）

1. 料金は次の場合を除き、料金の算定期間を「1ヶ月」として算定いたします。
 - ① 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または利用契約が終了した場合
 - ② 契約種別、契約負荷設備、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
2. 料金は第8条（契約種別）を適用して算定します。
3. 各契約種別による料金計算は別表のとおりとします。
4. 前項により算定された料金は1円未満の端数は切り捨てとします。

第15条（入退去時等の料金の算定）

従量電灯および低圧電力の日割計算方法については、別表のとおりとします。

第16条（料金の支払義務および支払期限）

1. お客さまの料金の支払義務は、検針日に発生します。第11条（検針日）第4項の場合の料金により精算する場合または第13条（使用電力量の計量）第1項および第3項により精算する場合の

精算額については次回の検針日とし、または第13条（使用電力量の計量）第6項の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日とします。

2. 料金の支払期限は、検針日の翌月末日（以下「支払期限」といいます。）とします。
3. 収納代行会社を通して料金を支払われる場合の支払期限は、支払義務発生日を基準として収納代行会社ならびに電力供給者の指定する期日とします。

第17条 （料金その他の支払方法）

1. 料金については毎月、電力供給者が指定する次の方法に基づき金融機関等を通じてお支払いいただきます。
 - ① お客さまが指定する口座から毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、電力供給者が指定した様式によりあらかじめ電力供給者に申し出ていただきます。
 - ② お客さまが指定するクレジットカード会社を通じて料金を支払われる場合は、電力供給者が指定した様式によりあらかじめ電力供給者に申し出ていただきます。
 - ③ 電力供給者が指定する金融機関またはコンビニエンスストア（以下「金融機関等」といいます。）を通じて払込みにより支払われる場合は、電力供給者が指定した様式により支払っていただきます。
2. お客さまが前項のいずれかの方法により支払われる場合は、次のときに電力供給者に対する支払いがなされたものとみなします。
 - ① 料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき
 - ② 料金が電力供給者の指定する金融機関等に払い込まれたとき
3. お客さまが料金を支払期限経過後に支払われる場合は、第9条に則して遅延料金をご請求させていただきます。
4. 電気料金は、支払義務の発生した順序で支払わなければならないものとします。
5. 第11条（検針日）第4項の場合は、供給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、供給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
6. 料金については、電力供給者に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾を得たときは、第1項の定めにかかわらず、電力供給者の指定する支払期ごとに支払っていただく場合があります。

第18条 （需要場所への立入りによる業務の実施）

電力供給者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえて対象物件の敷地または建物内に立入らせていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを拒否することはできません。

- ① 電力供給者の供給施設の施工、改修または検査
- ② 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験ならびにその他供給施設の確認もしくは検査または電気の使用用途確認
- ③ 電力メーターの検針または計量値の確認
- ④ 第20条（供給の停止）、第23条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）、第27条（解

約等)により必要な処置

- ⑤ その他本約款によって、必要な業務または電力供給者の供給施設にかかわる保安の確認に必要な業務

第19条 (電気の使用に伴うお客さまの協力)

1. お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害する恐れがある場合、または電力供給者、またはその他の電気事業者の供給施設に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼす恐れがある場合(この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。)には、お客さまの負担で、必要な調整装置を共用部分等に設置あるいは供給施設の増設をしていただき、これにより電気を使用していただきます。
 - ① 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ② 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ③ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ④ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ⑤ 電気設備の増設を行う場合
2. お客さまが電気設備を電力供給者の供給施設に電氣的に接続して使用される場合は、前項に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術水準その他法令等に従い、電力供給者の供給施設の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。
3. 専有部分においてお客さまが契約容量の増減を希望される場合、契約容量が設定されている契約種別の場合に限り電力供給者に申し出ていただきます。電力供給者によるお客さまが希望される契約容量に見合う供給施設の交換工事に伴い、電力供給者は該当専有部内を一時的に停電いたします。また、お客さまが希望される契約容量に見合う供給施設の交換工事による負担金は別表のとおりとします。

第20条 (供給の停止)

1. お客さまが次のいずれかに該当する場合には、そのお客さまについて電気の供給を停止する場合があります。
 - ① お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ② お客さまの敷地内の電力供給者の供給施設を故意に損傷し、または亡失して、電力供給者に重大な損害を与えた場合
 - ③ お客さまが支払期限を経過してもなお料金を支払われない場合
2. お客さまが次のいずれかに該当し、かつ相当の期限を定めた催告に応じない場合にはそのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
 - ① お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ② 電力メーター等の改変等によって不正に電気を使用した場合
 - ③ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
3. お客さまがその他本約款に違反した場合で、電力供給者が必要であると判断した場合は、電気の供給を停止する場合があります。

第21条 (供給停止の解除)

前条に基づき電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実に伴い電力供給者に対して支払を要することとなった債務を支払われたときには、当該事実を確認したのち、電気の供給を再開いたします。

第22条 (違約金)

1. お客さまが第20条(供給の停止)第2項②号に該当し、そのために料金の一部または全部の支払いを免れた場合は、電力供給者はその免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
2. 前項の免れた金額は、本約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

第23条 (供給の中止または使用の制限もしくは中止)

1. 電力供給者は次の場合には、電気の供給を中止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止していただく場合があります。
 - ① 電力会社所有設備の異常などにより敷地外からの電力供給がなされない場合
 - ② 電力供給者の供給施設に故障が生じ、または故障が生ずる恐れがある場合
 - ③ 供給施設の全館停電を伴う年次点検の場合
 - ④ 天災地変または非常変災の場合
 - ⑤ 計量法に基づき電力メーターを交換する場合
 - ⑥ その他保安上必要があると電力供給者が認めた場合
2. 上記の場合は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急を要する場合には、この限りではありません。

第24条 (損害賠償の免責)

1. 第20条(供給の停止)、第23条(供給の中止または使用の制限もしくは中止)および第32条(停電を伴う作業)に定める計画停電、メーターの取替えに該当し、電気の供給を停止、中止もしくは使用の制限等を実施した場合は、電力供給者はお客さまの損害について賠償の責めを負いません。
2. 漏電その他の事故が生じた場合で、それが電力供給者の責めとならない事由によるものであるときは、電力供給者はお客さまの受けた損害に対して賠償の責めを負いません。
3. 電力供給者の責めに帰すべき事由による損害賠償の範囲は直接的な機器の故障、身体上の怪我を対象とし間接的な逸失利益、特別損害は含みません。

第25条 (設備の賠償)

お客さまが故意または過失によって、その対象物件の電力供給者の供給施設、その他の付属電気機器、設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備等について次の金額を賠償していただきます。

- 一 修理可能の場合・・・修理費
- 二 亡失または修理不可能の場合・・・帳簿価額と取替え工事費との合計額

第4章 契約の変更および終了

第26条 (名義の変更)

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの電力供給者に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きにより継続使用をしていただきます。

第27条 (専有部分の電気の利用終了)

1. 専有部分においてお客さまが電気の利用終了を希望される場合は、あらかじめ利用終了希望日を定めて、電力供給者に通知していただきます。
2. 利用契約は、第3項ならびに次の場合を除き、お客さまが電力供給者に通知された利用終了希望日に終了します。
 - ① 電力供給者がお客さまからの電気の利用終了通知を利用終了希望日以降に受けた場合は、当該通知日を利用契約の終了日といたします。
 - ② 天災地変等の事由により電気の利用終了期日に供給停止の手続きが完了しなかった場合は、障害となった事実が解消した日を終了日とします。
3. 供給の停止手続きを行わないで、お客さまが居住場所を移転され、電気を使用されていないことが明らかである場合は、電力供給者が電気の供給を終了させるための措置を行った日を終了日とします。

第28条 (電気の利用終了後の債権債務関係)

供給期間中の料金その他の債権債務は、電気の利用終了等により消滅いたしません。

第29条 (電力供給契約の終了)

対象物件ごとの電力供給契約書に基づき手続きいただきます。

第30条 (電力供給契約終了後の債権債務関係)

供給期間中の料金その他の債権債務は、電力供給契約終了により消滅いたしません。

第5章 保安

第31条 (保安の責任)

電力供給者は、供給施設等について、保安の責任を負います。

第32条 (停電を伴う作業)

1. 電力供給者は、法定点検、電力メーターの取替え、緊急時における検査、復旧作業等を行う際に、停電を伴う作業を行う場合があります。この場合原則として管理組合および全入居者に対して事前に通知をするものとします。ただし、緊急を要する場合にはこの限りではありません。
2. 前項の通知は、対象物件外に居住しており、かつ電力供給者に対して特別の届け出をした場合を除き、対象物件内の住居あてに通知するものとします。なお、電力供給者は対象物件内に居住しているお客さまに対しては、その通知の内容を所定の掲示場所に掲示することをもって通知に代えることができるものとします。

別 表

I 契約種別および料金

1. 契約種別

(1) 従量電灯

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトならびに各電力会社の指定する周波数とします。料金は使用電力量から次により算定された金額および燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものから対象物件ごとの契約にもとづき割引きます。料金の合計額は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

●東京電力（東京電力パワーグリッド）エリア

【従量電灯 B】

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること。

項目		契約容量・使用量	単位	料金（税込）
基本料金		10A	1 契約	295 円 24 銭
		15A	〃	442 円 86 銭
		20A	〃	590 円 48 銭
		30A	〃	885 円 72 銭
		40A	〃	1,180 円 96 銭
		50A	〃	1,476 円 20 銭
		60A	〃	1,771 円 44 銭
電力量料金	第 1 段階	最初の 120kWh まで	1kWh	30 円 00 銭
	第 2 段階	120kWh を超え 300kWh まで	〃	36 円 60 銭
	第 3 段階	上記超過	〃	40 円 69 銭
最低料金			1 契約	321 円 42 銭

【従量電灯 C】

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量が 6 キロボルトアンペア以上であること。

項目		使用量	単位	料金（税込）
基本料金（契約容量）			1kVA	295 円 24 銭
電力量料金	第 1 段階	最初の 120kWh まで	1kWh	30 円 00 銭
	第 2 段階	120kWh を超え 300kWh まで	〃	36 円 60 銭
	第 3 段階	上記超過	〃	40 円 69 銭

●中部電力（中部電力パワーグリッド）エリア

【従量電灯 B】

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること。

項目		契約容量・使用量	単位	料金（税込）
基本料金		10A	1 契約	297 円 00 銭
		15A	〃	445 円 50 銭
		20A	〃	594 円 00 銭
		30A	〃	891 円 00 銭
		40A	〃	1,188 円 00 銭
		50A	〃	1,485 円 00 銭
		60A	〃	1,782 円 00 銭
電力量料金	第 1 段階	最初の 120kWh まで	1kWh	21 円 33 銭
	第 2 段階	120kWh を超え 300kWh まで	〃	25 円 80 銭
	第 3 段階	上記超過	〃	28 円 75 銭
最低料金			1 契約	266 円 06 銭

【従量電灯 C】

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量が 6 キロボルトアンペア以上であること。

項目		使用量	単位	料金（税込）
基本料金（契約容量）			1kVA	297 円 00 銭
電力量料金	第 1 段階	最初の 120kWh まで	1kWh	21 円 33 銭
	第 2 段階	120kWh を超え 300kWh まで	〃	25 円 80 銭
	第 3 段階	上記超過	〃	28 円 75 銭

●関西電力（関西電力送配電）エリア

【従量電灯 A】

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。

項目	使用量	単位	料金（税込）
最低料金	最初の 15kWh まで	-	433 円 41 銭
電力量料金	第 1 段階	15kWh を超え 120kWh まで	1kWh 20 円 31 銭
	第 2 段階	120kWh を超え 300kWh まで	〃 25 円 71 銭
	第 3 段階	上記超過	〃 28 円 70 銭

※1 月の電気使用量が 15kWh 以下の場合は料金の発生しないものとします。

ただし、料金が発生した月以降においては適用いたしません。

【従量電灯 B】

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量が 6 キロボルトアンペア以上であること。

項目	使用量	単位	料金（税込）
最低料金（基本料金）		1kVA	416 円 94 銭
電力量料金	第 1 段階	最初の 120kWh まで	1kWh 17 円 91 銭
	第 2 段階	120kWh を超え 300kWh まで	〃 21 円 12 銭
	第 3 段階	上記超過	〃 23 円 63 銭

●中国電力（中国電力ネットワーク）エリア

【従量電灯 A】

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。

項目	使用量	単位	料金（税込）
最低料金	最初の 15kWh まで	-	712 円 67 銭
電力量料金	第 1 段階	15kWh を超え 120kWh まで	1kWh 32 円 83 銭
	第 2 段階	120kWh を超え 300kWh まで	〃 39 円 51 銭
	第 3 段階	上記超過	〃 41 円 63 銭

※1 月の電気使用量が 15kWh 以下の場合は料金の発生しないものとします。

ただし、料金が発生した月以降においては適用いたしません。

【従量電灯 B】

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量が 6 キロボルトアンペア以上であること。

項目	使用量	単位	料金（税込）
最低料金（基本料金）		1kVA	431 円 90 銭
電力量料金	第 1 段階	120kWh まで	1kWh 30 円 14 銭
	第 2 段階	120kWh を超え 300kWh まで	〃 36 円 23 銭
	第 3 段階	上記超過	〃 38 円 10 銭

●四国電力（四国電力送配電）エリア

【従量電灯 A】

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。

項目	使用量	単位	料金（税込）
最低料金	最初の 11kWh まで	-	667 円 00 銭
電力量料金	第 1 段階	11kWh を超え 120kWh まで	1kWh 30 円 66 銭
	第 2 段階	120kWh を超え 300kWh まで	〃 37 円 28 銭
	第 3 段階	上記超過	〃 40 円 79 銭

※1 月の電気使用量が 11kWh 以下の場合は料金の発生しないものとします。

ただし、料金が発生した月以降においては適用いたしません。

【従量電灯 B】

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量が 6 キロボルトアンペア以上であること。

項目	使用量	単位	料金（税込）
最低料金（基本料金）		1kVA	397 円 10 銭
電力量料金	第 1 段階	最初の 120kWh まで	1kWh 27 円 26 銭
	第 2 段階	120kWh を超え 300kWh まで	〃 32 円 79 銭
	第 3 段階	上記超過	〃 35 円 71 銭

(イ) 契約容量算定にあたり、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(ロ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアを超える部分につき	65 パーセント

(ハ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は (ロ) にかかわらず、以下のとおり算出します。

・ 契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×0.001

(2) 低圧電力

動力を使用する需要で、供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトならびに各電力会社の指定する周波数とします。料金は次によって算定された金額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、燃料費調整額を加えたものから対象物件ごとの契約にもとづき割引を行います。料金の合計額は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

●東京電力（東京電力パワーグリッド）エリア

項目		単位	料金（税込）
基本料金（契約電力）	2024 年 9 月分まで	1kW	1,138 円 46 銭
	2024 年 10 月分以降	1kW	1,081 円 54 銭
電力量料金	夏季	1kWh	27 円 49 銭
	その他季	1kWh	25 円 92 銭

※2024 年 10 月分より力率割引を廃止いたします。

●中部電力（中部電力パワーグリッド）エリア

項目		単位	料金（税込）
基本料金（契約電力）		1kW	1,178 円 74 銭
電力量料金	夏季	1kWh	17 円 09 銭
	その他季	1kWh	15 円 54 銭

●関西電力（関西電力送配電）エリア

項目		単位	料金（税込）
基本料金（契約電力）		1kW	1,100 円 84 銭
電力量料金	夏季	1kWh	14 円 43 銭
	その他季	1kWh	12 円 95 銭

●中国電力（中国電力ネットワーク）エリア

項目		単位	料金（税込）
基本料金（契約電力）		1kW	1,147 円 85 銭
電力量料金	夏季	1kWh	26 円 98 銭
	その他季	1kWh	25 円 69 銭

●四国電力（四国電力送配電）エリア

項目		単位	料金（税込）
基本料金（契約電力）		1kW	1,183 円 71 銭
電力量料金	夏季	1kWh	25 円 98 銭
	その他季	1kWh	24 円 54 銭

(ニ) 「夏季」とは毎年7月1日から9月30日までの期間をいい、「その他季」とは毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(ホ) 契約電力算定にあたり、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(ヘ) 契約電力は契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）についてそれぞれ次の係数を乗じてえた値の合計に（ト）の係数を乗じてえた値といたします。

契約負荷設備のうち 最大入力のものから	最初の2台の入力につき	100 パーセント
	次の2台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のもの入力につき	90 パーセント

(ト) (ヘ) によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100 パーセント
次の14キロワットにつき	90 パーセント
次の30キロワットにつき	80 パーセント
50キロワットを超える部分につき	70 パーセント

(チ) 基本料金は別表〔加重平均力率の算定〕により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合は5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は5パーセント割増しいたします。なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

令和6年10月検針分より東京電力エリアにおいて、加重平均力率の算定により加重平均して得た値による割引または割増を廃止します。

2. 燃料費調整額等

電力会社ごとに発電に必要な燃料（原油、液化天然ガス、石炭）の1トンあたりの平均価格から算定されます。電力会社ごとの特定小売供給約款または電気特定小売供給約款にて設定される燃料費調整費単価の算定方法を適用しますが、(4)の契約種別においては平均燃料価格の上限は設定しません。また、(5)の契約種別においては平均燃料価格の上限値を電力会社からこれまで公表された平均燃料価格の最高値と電力会社が設定する上限値との差の中間値と定め算定します。燃料費調整額の単価適用期間は電力会社ごとの適用期間に準じます。なお、中国電力エリアについては、中国電力と同等の離島ユニバーサルサービス調整額を燃料費調整額に含むものとします。

燃料調整費額等については令和6年3月検針分から適用いたします。

(1) 合計金額の単位

燃料調整費額の計算における合計金額の単位は1銭とし、その端数は切り捨てます。

(2) 従量電灯における算定

その1月の使用電力量に燃料費調整単価を適用して算定します。

最低料金が設定されている場合は、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

(3) 低圧電力における算定

その1月の使用電力量に燃料費調整単価を適用して算定します。

(4) 東京電力エリア/従量電灯B、中部電力エリア/従量電灯B、関西電力エリア/従量電灯A

中国電力エリア/従量電灯A、四国電力エリア/従量電灯A

(5) 関西電力エリア/従量電灯B・低圧電力

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金とは、「再生可能エネルギー特別措置法」第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示および回避可能費用単価等を定める告示より電力会社ごとに定められます。電力会社ごとに定められた再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用します。再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価適用期間は毎年4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間とします。

(1) 合計金額の単位

再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

(2) 従量電灯における算定

その1月の使用電力量に再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。
最低料金が設定されている場合は、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価とします。

(3) 低圧電力における算定

その1月の使用電力量に再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。

4. 料金の日割り計算

(1) 基本料金・最低料金については、その1月の利用期間が15日以下の場合は半額とし、16日以上の場合は全額とします。

(2) 電力量料金については日割り計算しません。

Ⅱ 契約負荷設備の総容量の算定

1. 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニになります。

(イ) 蛍光灯

	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア : VA)	入力 (ワット : W)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット : W) ×150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット : W) ×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット : W) ×200 パーセント	

(ロ) ネオン管灯

2 次電圧 (ボルト : V)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア : VA)		入力 (ワット : W)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

(ハ) スリムインランプ

管の長さ (mm)	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア : VA)	入力 (ワット : W)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

(ニ) 水銀灯

出力 (ワット : W)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア : VA)		入力 (ワット : W)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 キロワット : kW) は換算率 100 パーセントを乗じたものとします。

(ホ) 単相誘導電動機 出力がワット : W 表示のものは、次のとおりとします。

出力 (ワット : W)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア : VA)		入力 (ワット : W)
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力 (ワット : W) ×133 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

(へ) 3 相誘導電動機

換算容量 (入力 キロワット : kW)		
出力 (馬力)	×	93.3 パーセント
出力 (キロワット : kW)	×	125.0 パーセント

(3) 加重平均力率

加重平均力率は、次の三色によって算定された値とします。

$$\frac{(\text{電熱器総容量} \times 100\%) + (\text{力率 90\% の機器総容量} \times 90\%) + (\text{力率 80\% の機器総容量} \times 80\%)}{\text{機器総容量}}$$

(4) コンセント設備

1 差込口につき 50 ボルトアンペア : VA とします。

Ⅲ 工事負担金および作業負担金

1. 契約電気容量の増減に伴う工事負担金

東京電力（東京電力パワーグリッド）エリアならびに中部電力（中部電力パワーグリッド）エリアの専有部分を利用のお客さまが契約電気容量の増減を希望される場合、供給施設（電流制限器）の交換工事による負担金は次のとおりです。なお、スマートメータリングシステムが導入され、かつ電流制限器が個別に設置されていない対象物件において工事は不要です。

	前回の交換工事から1年以内 の交換工事	前回の交換工事から1年を 経過した交換工事
契約容量を上げる場合	無償	無償
契約容量を下げる場合	15,000円（税別）	無償

2. 電力供給停止ならびに再開に伴う作業負担金

第9条1項の規定により、お客さまの電力供給停止に伴う作業において電力供給停止ならびに電力供給再開の作業負担金は次のとおりとします。

- ・作業負担金：15,000円（税別）